

生駒市生垣設置に関する助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に生垣を設置する者に、その経費の一部として予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 生駒市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現に向け、生垣の設置により、まちなかに緑を創出し、緑あふれる住環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「生垣」とは、樹高のほぼ均一的な樹木を列植したものをいう。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、市内に住宅地又は事務所、若しくは事業所等の土地を所有し、又は使用する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国、県その他公共団体
- (2) 当該土地の販売を目的とする者
- (3) 助成金の交付申請時に、市税に滞納のある者
- (4) その他市長が不相当と認める者

(助成の基準)

第5条 助成の交付を受けることができる生垣は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域に設

置されたもの

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)上の道路に面するもの。ただし、同法第42条第2項に規定する道路にあっては、同項に規定された道路とみなす境界線以上に後退したもの

(3) 新たに設置されるもの又は生垣の作り替えが必要と認められるものであって、かつ、樹木の健全な育成が見込めるもの

(4) 延長が3メートル以上であるもの

(5) 樹木の高さが地表面から1メートル以上であるもの

(6) 樹木の本数が1メートル当たり2本以上であるもの

(7) 植栽する地盤の高さが道路の高さから3メートル以内のもの

(8) 植栽する位置が第2号で規定される道路上から良好に視認され、道路境界から奥行3.5メートル以内であるもの

2 「生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱」及び「生駒市中高層建築物並びに集合住宅に関する指導要綱」他の法令等による緑化については、助成対象とならない。

(助成金の交付額)

第6条 助成金の交付額は、次に掲げるとおりとする。ただし、1敷地につき1回とする。

(1) 植栽の施工に要する経費の2分の1とする。ただし、1メートル当たり5,000円を限度とする。

(2) 生垣を設置しようとする場所にあるブロック塀等を撤去した場合、その撤去に要する経費の2分の1とする。ただし、1メートル当たり2,500円を限度とする。

(3) 1敷地につき助成金の額は、80,000円を限度とする。

(4) 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(特別助成金の交付額)

第7条 前条の規定にかかわらず、連続した敷地において、同じ種類の樹木による生垣を設置し、まちの統一された景観を形成しようと同時に交付申請を行う場合の助成金の交付額は、次に掲げるとおりとする。ただし、1敷地につき1回とする。

(1) 植栽の施工に要する経費の3分の2とする。ただし、1メートル当たり6,000円を限度とする。

(2) 生垣を設置しようとする場所にあるブロック塀等を撤去した場合、その撤去に要する経費の3分の2とする。ただし、1メートル当たり3,000円を限度とする。

(3) 一敷地につき助成金の額は、100,000円を限度とする。

(4) 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請等)

第8条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生垣設置助成金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、現地において実態調査等を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による実態調査等により、助成金の交付の可否を決定したときは、生垣設置助成金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

4 前項の規定により交付の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、

この通知を受けた場合、通知を受けた日の属する年度内に生垣の設置工事を完了しなければならない。

(助成金の取り消し)

第 9 条 市長は、完了予定日の属する年度内に生垣の設置工事が完了しない場合には、前条の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合には、生垣設置助成金交付申請取消通知書（様式第 3 号）により、助成決定者に通知するものとする。

(内容変更等の承認)

第 10 条 助成決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、生垣設置内容変更等申請書（様式第 4 号）により速やかに市長にその旨を通知し、市長の承認を得なければならない。

(1) 生垣の設置内容等を変更しようとするとき（軽微なものを除く。）。

(2) 生垣の設置を延期又は中止しようとするとき。

(実績報告書及び完了検査)

第 11 条 助成決定者は、生垣の設置が完了したときは、速やかに生垣設置完了実績報告書（様式第 5 号。以下「実績報告書」という。）に市長が必要と認める書類等を添え、市長に提出しなければならない。

2 助成決定者は、実績報告書を提出した後、生垣の設置内容等を変更することはできない。

3 市長は、本条第 1 項の規定による実績報告書を受けたときは、第 5 条第 1 項の基準に適合しているかどうかについて、現地において完了検査を行うものとする。

(額の確定及び通知)

第 12 条 市長は、前条第 3 項の検査の結果、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の額の確定を行い、生垣設置助成金額の確定通知書（様

式第6号)により助成決定者にその旨を通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第13条 前条に規定する額の確定通知を受けた助成決定者は、速やかに市長に請求書を提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(管理義務)

第14条 助成金の交付を受けた者は、当該生垣を枯死しないよう積極的に病害虫駆除、剪定等を行い良好な状態で管理しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者は、当該生垣が道路に越境しないよう適正に管理しなければならない。

3 助成金の交付を受けた者は、第12条に規定する額の確定日から5年間は当該生垣を撤去してはならない。ただし、市長が、特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(助成金の返還)

第15条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を受けた者が前条の交付の条件を履行しないとき。

(協力)

第16条 助成金の交付を受けた者は、生駒市が行う生垣の普及啓蒙活動及び花と緑と自然のまちづくりに積極的に協力するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行し、平成 25 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 9 月 1 日前に改正前の生駒市生垣設置に関する助成金交付要綱の規定によりなされた申請、処分、手続その他の行為は、改正後の生駒市生垣設置に関する助成金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。